

条項を削除 基金条例を改正!!

第4回 定例会

12月9日～20日

12月定例会のポイント

第4回定例会では、土地の取得、工事変更請負契約、工事委託変更協定、条例の改正、補正予算等を審議致しました。条例改正では、下水道受益者負担金に関する条例改正がありました。補正予算では、一般会計で2億6000万円あまりの追加、下水道事業特別会計で11,070万円あまりの追加、水道事業会計で255万円あまりの追加でありました。一般会計は学校環境整備事業関係予算を1億2700万円あまりと、ふるさと納税基金事業5000万円と村道改良国庫補助事業4400万円、9月の豪雨災害に580万円等を追加するものです。今回の補正予算のうち、一部事業は繰り越して行います。

また、今回の一般質問については、9名の議員から質問が行われました。一般質問については、7ページ以降に議員ごとにまとめてあります。

定例会で審議された件数

土地の取得……………	1件
工事変更請負契約の締結……………	8件
工事委託変更協定に締結……………	1件
条例の一部改正……………	7件
補正予算……………	3件
意見書の提出……………	2件

本会議で3名が質疑

太田修議員

問 下水道受益者負担に関する条例の「6条ただし書」以降（詳細は3ページ条例の改正部分傍線部分を参照）について、①6条及び11条該当地の下水道対象区域の扱い ②将来的な受益者負担金賦課の扱い。また、11条の削除による、③賦課されている加入分担金という債権の扱い④賦課替えによる分担金納入者への返金は。

答 ①6条該当地は排水区域から除外。なお、6条ただし書を制定した当時、受益者負担金を賦課した土地のうち「6条ただし書」に該当する土地で加入分担金を選択した土地は、受益者負担金を賦課してあるので排水区域内のままとする。11条該当地は排水区域内 ②6条該当地で加入分担金を選択した土地は、受益者負担金を一度賦課しているため賦課できない。11条該当地は受益者負担金を賦課しているが、時効となった土地以外は徴収対象 ③現段階で、分納が1件あり施行日以降の納入が想定されるため、附則に経過措置を規定 ④理事者と協議し方針を決定する。

問 二重賦課への疑いは。

答 二重賦課にはならないと判断。

津海俊幸議員

問 村民及び対象者への周知と説明は。

答 村民説明会を開催し理解を得られるよう努める。

問 今回の条例改正で、6条、11条、それぞれの改正の対象となっている加入分担金の件数並びに金額は。11条については、過去に徴収した件数及び金額は。

答 加入分担金6条賦課替地は182人、284筆、197519㎡、1億7730万2100円。11条賦課替地は130人、318筆、122276㎡、7802万8050円。

問 この条例改正により、現在の加入分担金について、どのような処分となるか。また、山林原野については徴収されたものの返金はあるか。あれば金額と件数は。

答 賦替えされた山林原野については還付をしている。すでに徴収された加入分担金の返金については協議し方針を決定する。

問 現在、行われている裁判の判決結果により、条例改正の方向性に変更はあるか。

答 基本的には裁判の有無に関わらず、条例改正をしてゆく。

加藤亮輔議員

問 下水道受益者負担金関連の条例等の改正については、3月議会では9つの条例等を廃止、一部改正、9月議会で

は3つの条例の廃止、一部改正との打診であったが、今回は「受益者負担に関する条例」の一部改正1本のみだが、ほかの条例等の改正はしないのか。

答 下水道加入分担金徴収規則、公共下水道排水区域に統合する他事業で整備された排水区域に関する規則は廃止する。公共下水道区域外排除に関わる「排水設備設置等補助金交付要綱」も廃止する考えで、「私道（共同）排水設備設置等補助金交付要綱」は一部改正する考えでいる。

問 廃止理由は、村が下水道関連について指導を受けている日本下水道事業団の加藤教授が指摘した、地方自治法に抵触するおそれがあるとの考えからか。

答 日本下水道事業団の個別指導による指摘と、村民及び事務職員に誤りがないように、排水区域内は受益者負担金のみとした。